

議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年7月15日午前10時00分、各派交渉会室において開会し、午前10時45分閉会した。

2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
井上 ノエミ 君	渋田 ちしゅう 君	佐藤 篤 君

3 オブザーバー

議長	副議長
坂下 修 君	じんの 博義 君

4 欠席委員

大瀬 康介 君

5 報告事項

(1) 各派交渉会での協議結果について

6月29日に開会された各派交渉会において、「第7回議会改革検討委員会における検討結果」が報告・討議されたので、事務局長から説明があった。

また、第2回定例会から委員会における一般傍聴席の範囲を拡大したことについての報告とともに、第3回定例会から常任委員会の映像配信を実施することについて報告があった。

6 協議事項

(1) 具体的施策「長期定期に検討して結論を出すもの」について【意見開陳】

ア 効果的で効率的な議会運営

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で併せて検討していくことと決定した。

イ その他の課題

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、次のとおり決定した。

（ア）議会棟の管理については、各派交渉会等で議論する。

（イ）地方自治法に基づく会議体の設置、議員政治臨条例の制定については、今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し検討する。

（ウ）議長選挙の実施、議員報酬については、意見を取りまとめることが困難であるため、引き続き検討課題とする。

（2）具体的施策「長期定期に検討して結論を出すもの」について【6月検討事項】

ア 議会基本条例の制定

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、今後、特別委員会を設置し検討していくことと決定した。

イ 議会基本条例制定のための「（仮称）議会改革特別委員会」の設置

協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（3）次回の協議事項について

本日協議した具体的施策のうち、「議会基本条例制定のための「（仮称）議会改革特別委員会」の設置」について、引き続き、協議することとした。

（4）次回の開会日時について

次回は、8月25日（木）午後2時から開会することとした。

会議の概要は、次のとおりである。

午前10時00分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから、第8回の議会改革検討委員会を開会いたします。

なお、大瀬委員が所用のために、今日は欠席ということで連絡が入っております。ご承知のほど、お願いをいたします。

初めに、報告事項を申し上げます。

前回の本委員会で結論が出ました、タブレット端末の配布、ペーパーレス化の問題等の議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化、議会図書室のあり方の3件につきましては、6月29日に開会されました各派交渉会で報告、協議されたので、その内容について、事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

前回、6月10日の本委員会で三つの検討事項について結論が出されました。その内容につきまして、去る6月29日の各派交渉会におきまして、私から説明をいたしましたので、報告をいたします。なお、報告書の内容につきましては、座長に一任されておりましたので、事務局において、事前に正副座長と調整をさせていただきました。簡潔にご説明いたします。資料をご覧ください。

一つ目は、タブレット端末の配布（ペーパーレス化）についてです。

2の検討結果でございますが、全議員へのタブレット端末の配布は見送ることとし、区議会事務局で対応可能なペーパーレス化については、順次対応することとされました。

主な意見は、記載のとおりでございます。

二つ目は、議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化です。

2の検討結果として、今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し、議論する。その中で、個別具体的な課題について、小委員会あるいは分科会で検討するものを整理していくこととされました。

主な意見です。具体的な手法については、小委員会あるいは分科会で制度設計し、議論を積み上げて結論を出すべき課題である。議員相互間の自由討議の拡大や、一問一答方式などについては、公式の場ではなくて、ざっくばらんに議論できる場で率直に議論したらいいのではないか。通年議会については、メリット、デメリットをまとめてもらいたい。それから、予算決算特別委員会を常任委員会にすることも検討してもらいたいとの意見が出されました。

三つ目は、議会図書室のあり方です。

2の検討結果として、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し、議論することとされました。

主な意見ですが、議会図書室にインターネット環境を整備し、法令や判例、過去の新聞記事などを閲覧できるようにしてもらいたい。図書室の機能を電子化すべき。それから、区立

図書館との連携を強化してもらいたい、といったご意見が出されました。

以上三つの項目について、私から報告をした後、協議がなされ、それぞれ本委員会の検討結果のとおり決定をされたものでございます。

以上でございますが、併せて5月17日の本委員会において結論が出されて、各派交渉会で決定がなされたもののうち、具体的な実施方法が決まったものがございますので、口頭でご報告をいたします。2点ございます。

第1点目は、委員会における一般傍聴席のあり方です。これは、5月17日の本委員会におきまして、委員会室における議員傍聴席を一部削減し、一般傍聴席の範囲を拡大するとの検討結果が出されたものでございます。6月6日の各派交渉会に、その旨、報告をし、検討結果どおり決定をされたことを受けまして、6月10日の各派交渉会に、事務局で取りまとめた実施案をご協議いただきました。その結果、議員傍聴席の最後部列を削減し、議員傍聴席で傍聴している総務課長、法務課長、職員課長の3席を理事者席に移動することとされました。そして、一般傍聴席を拡大し、ゆとりを持ったいすの配置とすることが決定をされました。本件につきましては、第2回定例会から実施済みでございます。

第2点目は、常任委員会の映像配信についてです。これも、5月17日の本委員会におきまして、現在実施している本会議、予算特別委員会、決算特別委員会の映像配信に加えて、常任委員会の映像配信についても、現行の映像配信システムを改修して実施する、実施時期については、必要な予算措置を講じた上で、可能な限り早く対応するとの検討結果が出されたものでございます。

これにつきましては、6月6日の各派交渉会にその旨報告をし、検討結果どおり決定をされたことを受けまして、6月29日の各派交渉会に事務局で取りまとめた実施案をご協議いただきました。その結果、全ての常任委員会について、第3回定例会から映像配信を実施することが決定をされました。

以上、ご報告をさせていただきます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、何かご意見等がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明のとおり、ご承知おき願います。

以上で報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて、協議事項に入ります。

初めに、具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」のうち、効果的で効率的な議会運営及びその他の課題について、順次ご協議いただきます。

本件は、前回協議した結果、各会派に持ち帰り、改めてご協議願うこととしております。

まず、政策形成過程に関する資料提出、説明の義務化などを検討課題とする、効果的で効率的な議会運営について、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

最初に、座長に確認しておきたいのですが、この会議自体は、特別委員会等設置したときに、議論の議題とするかどうかということについての仕分けを行う会議ということで、特に内容についての詳細な意見開陳というのは行う場ではないという認識でよろしいですね。

座長（沖山 仁君）

結構です。

委員（加藤 拓君）

まず、効果的で効率的な議会運営に関しては、他の条例などを見ても、こういったことについての言及があったりしますし、この項目については、特別委員会等で話し合うべき議題であると、我が会派ではまとまっております。

委員（加納 進君）

この政策形成過程に関する資料提出、説明の義務化等に関しては、今、話にあったとおり、多くの議会基本条例を制定した自治体議会の条文に盛り込まれています。今日、後で説明があると思うんですけれども、23区で制定している荒川区とか板橋区にも掲載されています。荒川区は、ざっくりとした表現ですけれども、板橋区は、こういうことを報告しなさい、1、何々というような列挙をしている。そういう例もありますし、具体的には、今後、特別委員会で検討する内容だという見解です。

併せて、その他、今後の年間計画表の中に、その他関連する課題として、提案理由説明の簡略化や、全員協議会の常設化などと書いてございます。提案理由説明の簡略化というのは、今のような資料を提出していただくと、事前にこちらで調査が可能なので、簡略化にはつながるのかと思いますけれども、そういう意味では、ハードの整備も必要になってくるかもしれないです。本会議場、委員会室のモニターの設置についても、この項目に入れてもいいのかなと思いますし、全員協議会の常設化に関しては、現在、各派と議運と正副委員長会で、3回の議案の説明をいただいておりますけれども、これはかなり非効率的なやり方じゃないかなと思いますので、全員協議会という場がいいのかどうかはともかくとして、別な会議体である程度まとめてやっていただくことで、効率化が図れるのではないかと思います。

委員（高柳東彦君）

具体的な政策形成過程に関する資料提出や説明の仕方の問題などというのは、必ず議会基本条例の中で議題になる問題ですから、この場でやって、また特別委員会で蒸し返して議論するというよりも、先送りしたほうがいいんじゃないかと思います。

委員（西村孝幸君）

私たちも、議会改革を進めるに当たっての核心的な部分の一つであろうと考えております。ここはしっかり正式な場で議論を詰めていくことが必要なのではないかと、今回の議題については考えております。

委員（堀 よしあき君）

我が会派も、本検討委員会ではなくて、特別委員会を設置した上で議論すべきだと思います。

委員（井上ノエミ君）

効果的で効率的な議会運営の実現のために、自民党の提案理由説明を簡略化する考えに賛成いたします。特別委員会で、是非ご検討いただきたいと思います。ただ、長期的にご検討いただくとしても、効率的に検討していただきたいと思います。そして、なるべく早く結論を出していただきたいと思います。

委員（渋田ちしゅう君）

私どもは、特別委員会で決めていいと思いますが、あえて言うと、他の議会で全員協議会を経験してしまして、はっきり言って、全協はまとまらなくなると、どうにもできなくなります。全協については、経験者として、慎重にしたほうがいい。各会派で調整をするほうが効率的だと私は思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、皆様のご意見がほぼ一致しておりますので、ただいまご協議いただきました内容に基づきましては、検討結果を取りまとめ、議長に報告をさせていただきます。

なお、報告の案文につきましては、座長に、私どもに一任をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、議会棟の管理、地方自治法に基づく会議体の設置などを検討課題とするその他の課題について、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

まず、議会棟の管理、ハードという施設面の対応については、我々の会派としては、各派交渉会なり、各派代表者会なりで議論したほうがよいのではないかと。議会棟の管理については、条例に盛り込むというのではなくて、順次、必要に応じて各派交渉会なりで改善策をとって対応していけばいいのではないかとということで、特別委員会等で話し合うのではなくて、各派交渉会で検討するという事に一致いたしました。

次に、法に基づく会議体の設置についてですけれども、正副常任委員長会や広報委員会などについては、議会基本条例の中に盛り込むかどうかということは、特別委員会で議論してもよいのではないかとということでございます。

また、その他の関連する課題も、議員政治倫理については、これだけ取り出して条例にするということではなくて、議会基本条例の制定の議論の中で議題にするべきということとなりました。

また、議長選挙等の実施については、立候補制ということについての検討ということであれば、現状が選挙ということとなっておりますので、我々の会派としては必要ないという結論に至っております。

また、議員報酬については、この場で検討する課題ではないのではないかと結論になりました。

委員（加納 進君）

今、話があったとおり、議会棟の管理、ここに明記されているようなバリアフリー化とか、控室の配置基準に関しては、各派代表者会議と各派協議会で検討すべきことだろうと。ただ、多額な予算が必要になることですから、3年とか5年とか、計画的に、特にバリアフリー化は障害者サービス、介護福祉法などの施行も受けて、計画的に進めていかなくちゃいけないと思うんです。ですから、庁舎リフレッシュ計画との整合性も勘案しながら、計画的に進めていただきたいというのが会派の考えです。

それと、法に基づく会議体の設置に関しては、先ほども言った全員協議会も含めて、どういう会議を位置付けるか、位置付ける必要がないのか、自治法に基づく会議体となると、公開が前提ということになると思いますので、その辺も含めて、議会基本条例に盛り込むべきかどうか、特別委員会で検討すべきことだろうと思います。

それと、その他として政治倫理条例は、議会基本条例を制定するのであれば、その中に条文として政治倫理の項目を入れて、別途細かいことは条例として定めることにするのか、基本条例の中に盛り込むだけで済みますのか、いずれにしる、何らかの対応が必要かと思います。

議長選挙等の実施に関して、会派としては、基本的には選挙が前提で、今後は進めていくべきだという考えです。

議員報酬については、見解が分かれると思いますけれども、既に条例がありますから、議会基本条例の中に1項目だけ入れて、別途条例に定めているという項目にするかどうかというのは、特別委員会の中で検討すべきことだろうと思います。

委員（高柳東彦君）

うちの会派としては、あくまでもその他の課題という受け止めですから、この中で特に、検討会あるいは特別委員会で議論する必要があるものがあるかといえば、今の法に基づく会議体の設置の問題と、議員の政治倫理条例の制定の問題は、議論してもやぶさかではありませんが、うちの会派としては、あくまでもその他の課題と受け止めています。特に、検討しても、しなくてもいいんじゃないかなと。

委員（西村孝幸君）

私たちは、皆さんと同じように、議会棟の管理等については各派で検討する見解を持っております。特別委員会で検討すべきこととしては、会議体の設置、要は会議のあり方、ありようそのものをやる部分ですので、そこについては検討してもいいのではないかと思います。

また、基本条例を制定するに当たっての倫理条例をどういう形で明文化していくのかというのは、検討課題として取り上げてよいのではないかと考えております。

また、議長選挙等につきましては、開かれた議会という原則から言いますと、やはり投票というか、目に見える形で、区民の方に分かりやすい形でやっていくのがよいのではないかと基本的には考えておりますので、そのあたりをどの中でするかは別にしても、そういう方向で考えていけたらと考えています。

委員（堀 よしあき君）

我々の会派も、議会棟の管理については、各派交渉会なりで議論すべき内容だと思っております。

法に基づく会議体の設置ですとか、政治倫理条例の制定とかは、特別委員会を設置した上で検討していければと思います。

議長選挙等の実施については、やはり立候補制をとって、開かれた場で公のもとにさらして、公正にとり行うべきだと考えています。

委員（井上ノエミ君）

その他の課題ですが、これは議会事務局で検討していただきたい。課題ですが、現在、議会の議事録の公開に相当時間が掛かっています。ホームページで公開されるまでに、数カ月掛かるのが普通です。是非、議事録をなるべく早く公開していただきたいと思います。

委員（浜田ちしゅう君）

議会棟については、各派交渉会なのか、各派代表者会なのかはこれから考えていいと思

ます。それから、議会基本条例は議会の運営についての運用でありますので、報酬についての検討は、別にしたほうがいいと思います。

座長（沖山 仁君）

各項目にわたって、皆様方からのご意見等がございました。いろいろ集約してまとめようとする、なかなかまとめづらいところもあるのですが。私としては、まとめる状況の考え方でよろしいのか、あるいは少し待てよ、ここの部分が違うよとか、何かあるようなことであれば、またお話ししていただきたいと思うんですけども。

委員（佐藤 篤君）

今、お聞きしておりました議会棟の管理、法に基づく会議体の設置、政治倫理条例についてはおおむね合意ができたかなと思いますので、それらを特別委員会の議題にするという方向でまとめられていいのかなと思います。

なお、議長選挙等の実施というところでは立候補制にしようということだと思いますが、立候補制と報酬については、見解が分かれたということで、これはなかなかこの場で合意を得るのは難しいのかなと。したがって、別途、特別委員会を設置して、議会基本条例という、その先にある話なのかもしれませんし、別の会議体でやるということなのかもしれませんが、今回はその2点については、なかなか合意を得るのは難しいのというようなまとめがよろしいのではないかと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、今のようなまとめ方で、一度まとめさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」のうちに、7月の検討事項であります議会基本条例の制定及び議会基本条例制定のための、仮称であります、議会改革特別委員会の設置について、順次ご協議をいただきます。

本件につきましては、これまで協議をしてきました検討事項の一部について、今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論することが決定されておりますので、それを前提として、本委員会での意見を取りまとめ、議長に報告することといたします。

それでは、まず、議会基本条例の制定について、ご協議をいただきます。お手元に資料を配布しておりますので、内容について、事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

議会基本条例の制定についてご協議をいただくに当たりまして、参考として3点資料をご用意させていただきましたので、順次ご説明をいたします。

一つ目の資料は、議会基本条例の基本的な考え方についてでございます。

既に、委員の皆様にはご理解をいただいていると存じますが、参考までにご説明をさせていただきます。配布資料のうち、議会基本条例と表記をされた資料をご覧ください。

1ページ目の1番、議会基本条例とはですが、議会基本条例は、住民の負託に応えるために、その活性化や改革に向け取り組む動きが出てきた中で生まれたものと考えられています。また、議会運営について、本会議に関する事項が規則で定められている一方で、その下部審査機関である委員会に関する事項が条例で定められていることについても、疑問があったとされております。こうしたことから、議会の根本理念や基本となる事項を定めた上で、議会及び議員の活動規範や議会運営の基本ルールを、自治体の最高規範である条例により定めることとしたものが議会基本条例であります。

2番、議会基本条例制定の意義、経緯でございますが、今から10年前の平成18年に、北海道栗山町議会で、全国初の議会基本条例が制定をされております。制定状況については、特別区が1団体、市が341団体となっておりますが、最新の状況については後ほどご説明をいたします。

2ページ目をご覧ください。

3行目にありますように、議会基本条例の制定は、議会と長との対等、独立の関係を構築するための取組や、議会改革としての意義を有することとされております。

3番、議会基本条例の主な論点についてです。冒頭にありますように、議会基本条例に明確な定義はありません。また、必ず記載しなければならない事項も定まっているわけではありませんが、他の議会の実績に基づきまして、主な論点が整理をされております。

一つ目の、最高規範性については、議会基本条例を最高規範として制定するとしても、あくまでも議会運営における最高規範になるとの限定になるということでございます。

3ページ目、二つ目の附属機関、調査機関等の設置については、議会に附属機関を設置することについては、自治法上に根拠規定がないことから、専門的知見の活用の範囲内での対応が考えられることとございます。

三つ目の反問権、議員間討議については、議会審議の活性化が不可欠との考えから、反問権の行使及び議員間討議を積極的に行うことが考えられることが掲げられております。

四つ目の住民との関係については、議会は住民代表機関として、民意を十分にくみ取る努力をしなければならず、その手法としては、住民への情報提供の強化、参考人、公聴会、専門的知見の活用、住民との意見交換等が考えられることなどが掲げられております。

最後に、4ページ目の4番、議会基本条例を制定するに於ける留意点でございますが、大きく2点示されております。1点目は、(1)の部分ですが、なぜ議会基本条例を制定するのか、基本から考えた上で制定作業に着手しなければならないということです。議会、議員の役割などについて、議会及び議員自らが考え、議論して、条例を制定しなければ形骸化したものになってしまうと指摘をされております。

2点目は、(2)の部分ですが、条例案文を作成するに於ける、他の自治体のいいところ取りはやめるとということです。基本理念等を定めた中で、一貫した考えの中から案文を作成していかなければ、つぎはぎだらけの条文となってしまうことが指摘をされております。

二つ目は、議会基本条例の制定状況についてご説明をいたします。

配布資料の平成27年度市議会の活動に関する実態調査結果をご覧ください。

先ほどの資料にもありましたけれども、議会基本条例は平成18年に北海道の栗山町議会が初めて制定をし、今年で議会基本条例が制定されて10年目に当たります。

裏面をご覧ください。

お手元のデータは、全国市議会議長会が、東京23区を含む全国818市に対して調査を行い、全ての市から回答があったものです。

平成26年12月31日現在、約半数となる401市議会に制定されている状況です。人口規模に応じたデータでは、墨田区と同規模の場合、45市議会のうち、こちらも約半数となる21市議会に制定されている状況です。なお、23区において、現在、議会基本条例を制定している区は、荒川区と板橋区の2区となっております。

そこで、最後に三つ目として、荒川区と板橋区の議会基本条例について、簡単にご説明をいたします。配布資料の、荒川区議会基本条例、東京都板橋区議会基本条例の構成比較表をご覧ください。資料には、比較表のほか、それぞれの条文もお付けしてございます。

まず、荒川区議会基本条例ですが、23区では一番早く制定をしておきまして、平成25年10月10日に施行されました。条文は、前文から始まり、9章、全22条で構成されております。

23区で2番目に制定されました板橋区議会基本条例は、平成27年4月1日に施行されております。荒川区議会と同じく、前文から始まり、8章、全29条で構成をされております。

二つの条例を比較した上での、両条例の特徴についてご説明いたします。

表の網掛け部分は、一方に規定があって、もう一方には規定がない部分を示しております。荒川区議会基本条例では、第12条の通年議会、第13条全員協議会、第16条議員研修の充実、強化、第17条交流及び連携の推進が、板橋区議会基本条例には見られない規定となっております。一方、板橋区議会基本条例に規定されているもののうち、荒川区議会基本条例には規定がないものとしては、第2条定義、第6条議長及び副議長の選挙、第7条議長の責務、第9条議決責任、第12条議会報告会、第14条区長等の反問権及び反論権、第18条委員間討議、第27条議員報酬等があります。

それぞれの内容については、それぞれの条文をご覧いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明も踏まえまして、ご意見を承りたいと存じます。

委員（浜田ちしゅう君）

まず、今日いただいた資料の議会基本条例の制定状況、平成26年12月というのは、もう少し新しいデータが欲しい。最新、例えば今年の3月とか、分かりますか。変わらないんですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

最新のものは、今お示ししたもののしかございません。したがって、新たにまた全国市議会議長会が調査をした結果が出ましたら、またご報告をさせていただきます。まもなく出るかと思えます。

座長（沖山 仁君）

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

意見の中で、この問題については、特別委員会で実施してよろしいということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

分かりました。

それでは、ただいまのご協議をいただきました内容に基づきましては、検討結果を取りまとめまして、議長に報告をさせていただきます。

なお、報告書の案文につきましては、座長に一任をいただきます。お願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、議会の基本条例制定のための、（仮称）議会改革特別委員会の設置についてご協議願います。

本件につきまして、事務局長から説明をさせます。

区議会議務局長（浜田将彰君）

議会基本条例の制定のための「（仮称）議会改革特別委員会」の設置についてのご協議をいただくに当たりまして、特にご議論をいただきたい点がございまして、ご説明いたします。

本委員会では、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置することについて、結論が出されておりますので、特別委員会の設置について、本委員会の報告書をまとめまして、議長に報告をした上で、各派交渉会において協議をすることとなります。これまでの協議の中で、個別具体的な課題については、特別委員会という公式の場ではなくて、特別委員会の中に分科会や小委員会を設置し、ざっくばらんに率直に議論したらいいのではないかとといったようなご意見がございました。

それについて、本委員会での考え方をある程度まとめておく必要があると考えております。例えば、第一に、分科会等を幾つ設けるのか、第二に、それぞれの分科会等の議題は何か、第三に、一つの分科会等の人数は何人が適当であるかなどの整理をして、報告書にまとめておくことで、各派交渉会では、それらを踏まえて協議をいただけるものと考えております。本件につきましては、そういった観点でご協議をいただければと思っておりますので、よろしく願います。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、何かご意見を承りたいと思います。

委員（佐藤 篤君）

まず、確認ですが、（2）のア及びイについては、結論を出すのは次回ということによろしいですね。宿題として持ち帰るということによろしいですね。

その上で、意見ですけれども「分科会方式」というのがありましたね。そうすると、委員会の委員の定数を何人にするかという問題もあるんですけども、結構大きな委員会になる場合であれば、分科会方式で第一分科会、第二分科会、第三分科会とテーマごとにやっていくという方法もあるでしょう。また、予算委員会や決算委員会のように、理事会のようなものを設けて、ある程度委員会の開催前に議題を整理して、各会派である程度の一致点を見た上で本番に臨む、議題の整理を行う「運営協議会方式」という二つが考えられると思いますので、その2案についてどうするかということで持ち帰ればいいのではないかと思います。

座長（沖山 仁君）

ほかに何かありますか。

委員（加納 進君）

今、佐藤委員が言ったことは、昨日、正副での打ち合わせでやっていたのと、まるきり一緒で、分科会について提案させていただいた趣旨は、根本的には、今の二つの案を整理して検討していただければいいのですが、背景としては、やはり毎回の委員会資料、それから条文の作成を、このまま行ってしまうたら事務局に丸投げに近い状態になるのではないかとということに危惧しているんです。これは、できるだけ議員が資料作りから条文の作成をやらなければ意味がない。事務局の負担も減らさなくてはいけないと思いますし、そういう趣旨で、提案させていただいたということがありますので、その辺を踏まえて、次回までに各会派で協議していただければと思います。

委員（佐藤 篤君）

今、副座長のご提案は、非常にすばらしいなと思っています。そういう意味では、分科会方式のほうが、その趣旨に沿うのかなという気がいたします。いずれにせよ、会派に持ち帰りますけれども、改めて、この条例案を自ら書くとか、自ら調べるといふ、この作業を通じて、墨田区議会も一皮むけられるのかなという考え方もありますので、そういう趣旨に沿って、会派で協議したいと思っています。そうすると、分科会ですかね。その辺を中心に議論したいと思っています。

委員（加納 進君）

いずれにしる、立ち上げの段階では、運営協議会みたいなものは必要かなと。それが各派になるのかもしれないですけども、章立てとか構成がある程度決まっていないと、なかなか分科会というのも設置しづらいという気もしますので、そういうことも踏まえて、各会派でご協議いただければなと思います。

委員（浜田 将彰君）

加納副座長の言うことはごもっともだと思います。議会をどうするかですから、私たち議員でやるのがごもっともだと思いますが、区議会事務局の方々がどういう立場で参加するのか。議員に頼まれた資料を集めるとか、区議会事務局の職員の立ち位置を、最初にきちっと決めたほうがいいかと思っています。

委員（佐藤 篤君）

各派で持ち帰って協議するときの参考として浜田委員に聞きたいんですけども、現状、事務局の職員が議会基本条例をつくっていく段階で、今回出させていただいた資料もいろいろお時間掛かったと思うんですけども、事務的負担というのは、限界値としてはどこまでとれるんでしょうか。どこまでの負担、今、浜田さんがおっしゃったような「これ、調べて」と言って調べるだけの人員的な余力があるんですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

もう限界だと思っています。

併せて申し上げますと、例えば、議会改革について、視察があるわけですね、その場合に、今までは私ども事務局職員が全てご説明し、資料も作成しておりましたけれども、例えば、議会改革が進んでいるような議会にお聞きをしますと、そういった議会の中で議論している議会改革について視察があった場合は、議員さん自らがそういった視察の対応をしているというようなこともございましたので、そういったことも参考にさせていただければと思います。

委員（佐藤 篤君）

そういう意味では、事務局への負担はこれ以上掛けられないということですので、先ほどの副座長のご提案に沿う、議員自らが調べてきたり、発案、議案をつくっていくという方向で、各派でご協議の上、次回、結論を得られたらよいのではないかと思います。

委員（高柳東彦君）

基本的には、今の方向でいいと思うんですが、ただ、事務局との関係の問題では、事務局がやっている実務的な問題について、議員がもっと主体的に関わって、自ら勉強もし、見識も高めていくということは大事だけれども、それをサポートする事務局の資質というのも、これもまた議会改革の重要なポイントです。だから、議員と事務局との関わりについて、今後、政策立案するときには、どういうふうに議員が主体的に取り組んで、それをどう事務局がサポートするのかということも、僕は一つの大きなテーマ、課題だと思うので、単純に、事務局の実務が増えるとか、減るとかは捉えないほうがいいんじゃないかなと。

委員（加納 進君）

確かに、事務局の法務機能の充実という部分では、非常に勉強になると思うんです。バランスを考えながら。

委員（西村孝幸君）

皆さんと同じように、大きな課題でありますので、特別委員会のもとに、何らかの実務的な話し合いができる機関をつくるというのが、まずよろしいかなと思っています。それが、例えば先ほど佐藤委員が言う分科会のようなものなのか、若しくは理事会のような、協議会のようなものなのか、そこについては、会派で持ち帰りたいと思っています。それぞれに、多分、いいところ、悪いところ、例えば、分科会だと分科会それぞれの意見として多少そごが出たときに、どう調整していくのかといったことは考えられるので、そのあたりについて、どういったものがより効果的なのかを、もう一度来月までに話し合いを持っていきたいと考えております。

座長（沖山 仁君）

ほかに、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見

の取りまとめをお願いいたしたいと思います。

それでは、本日、協議がまとまりませんでした（仮称）議会改革特別委員会における分科会等の設置につきましては、各会派からの意見開陳後の、改めて協議をいただきます。

本日の協議事項は以上でございます。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会日時でございますが、いかがいたしますか。

委員（佐藤 篤君）

8月はお盆等もありますので、できれば8月後半に開催したいという観点で、自民党としては、25日に定例総会があるものですから、その午後の14時、25日木曜日14時ごろというご提案をしたいと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、8月25日、午後2時から予定させていただきたいと思います。なお、私どもから、開会通知は発送いたしませんので、ご承知おき願います。

ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

なければ、以上で第8回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午前10時45分閉会